

自動車税種別割のグリーン化(重課)のお知らせ

自動車税種別割のグリーン化は、地球温暖化防止と大気汚染防止の観点から、排出ガス及び燃費の性能の優れた「環境に対する負荷の小さい自動車」の税率を軽減し、新車新規登録から一定年数(ディーゼル車は11年、ガソリン車・LPG車は13年)を経過した「環境に対する負荷の大きい自動車」の税率を重くする特別措置で、平成14年度から実施されています。

令和7年度は概ね15%(バス・トラックは概ね10%)の重課割合になります。

お問い合わせ先
秋田県総合県税事務所
課税部 課税第四課
TEL018-860-3339

課税年度	重課の対象となる自動車		重課の割合
令和7年度	平成26年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車	バス・トラック以外	概ね15%の重課
		バス・トラック	概ね10%の重課
	平成24年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車・LPG車	バス・トラック以外	概ね15%の重課
		バス・トラック	概ね10%の重課

○次の自動車は重課対象外です。

- ・ハイブリッドのガソリン車
- ・被けん引車のトラック
- ・一般乗合用のバス

◎(参考)自家用乗用車の税額

(単位:円)

区分	通常の税額※	重課(令和6年度)
排気量 1ℓ以下	29,500	33,900
排気量 1ℓ超 1.5ℓ以下	34,500	39,600
排気量 1.5ℓ超 2ℓ以下	39,500	45,400
排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下	45,000	51,700
排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下	51,000	58,600
排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下	58,000	66,700
排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下	66,500	76,400
排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下	76,500	87,900
排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下	88,000	101,200
排気量 6ℓ超	111,000	127,600

※令和元年10月1日以前に新車新規登録を受けた自家用乗用車の税額です。